

令和4年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 (総務部行財政改革推進課)	1	1	0	左のほか調査中の通報1件あり
外部窓口 (外部窓口通報処理者)	2	2	0	
計	3	3	0	

(2) 通報の概要

【受理】

(総合窓口分：1件、外部窓口分：2件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R4-1	(受付) 外部窓口 R4.3.31 総務部 R4.4.1 (調査結果の通知) R4.7.15	① 債権者に対し、年度内に概算払をするということを明示的又は黙示的に伝えていたが、もし、それを実行できなかつたのであれば、信義則(民法1条2項)に反する。 ② 概算払をする必要のある経費について、緊急払で3月31日に支払う処理をした。支払いの遅延は発生しなかつたが、このような事態を招いた原因は不明で、再発防止策についても話し合われていない。適切な会計事務の確保という公益目的のため、通報する。	① 債権者に対し、年度内に支払いを行うことを伝えていた事実は認められなかつた。 また、緊急払いにより年度内に支払いを終えているため、信義則違反にはあたらないと考える。 ② 令和4年3月31日に「緊急払い」で支払う処理をした事実を確認した。担当所属間での支払いに関する書類の受け渡しについて認識の相違があり、手続きが遅滞したため、概算払をする必要のある経費について「通常払い」ではなく、「緊急払い」を行っていた。 今後の対応策として、担当所属間で本事案の情報共有を行い、今回発生した原因と再発防止策について意見交換を行う。また、事務処理ミスが起こりにくい手法について検討し、本事案と同様の事案は他人事ではなく自分にも起こり得るという認識を共有するとともに、支払手続の進捗状況を課内で把握できる仕組みについて検討する。

		<p>③ 年度末に向けての適切な会計事務の処理のため、部内各課に対して、概算払い請求書の提出期限などを確認するようメールで周知している。</p> <p>その一方で、3月31日に「新たに購入したいものがある」という話が出るなど、上記周知が浸透していないと思われる。</p> <p>適切な会計事務確保のための周知内容について、十分、部内各課職員に認識を持ってもらえるよう、対策を講じる必要がある。</p>	<p>③ 3月31日に新たに購入することは、即日納品（受け取り）であれば会計規則上は特に問題ないが、年度末ぎりぎりでの処理となるため、事前に担当課へ相談しておくことが望ましかったものである。</p> <p>今後の対応策として、上記②での検討も踏まえ、部内の課長会議等の場で注意事項として本事業や対応策を共有するとともに、年度末時期には注意喚起を行う。</p>
--	--	--	---

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R4-2	<p>(受付)</p> <p>外部窓口</p> <p>R4.6.1</p> <p>総務部</p> <p>R4.6.1</p> <p>(調査結果の通知)</p> <p>R4.9.9</p>	<p>① 通報対象者は、選挙に際して、公務員に禁止されている政治的行為を行っている。</p> <p>② 通報対象者は、勤務時間中に職務に関係のない、自らが所属する任意団体の書類を広げていた。</p>	<p>① 通報内容について通報対象者や関係者からヒアリングを行った結果、通報対象者が公職選挙法に抵触する恐れのある行為を行った事実は確認できなかった。</p> <p>県民等から疑義をもたれないように、再度、事務局の全職員に対して「参議院議員選挙における職員の服務規律の確保等について（令和4年6月8日付け総務第04-57号総務部長通知）」の周知徹底を図った。</p> <p>② 通報対象者が職務とは関係のない書類を勤務時間中に広げていた行為については、県民への誤解を招きかねないため、通報対象者に、今後、県民への誤解を招くことのないように注意した。</p>

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R4-3	(受付) 総務部 R4.12.6 (調査結果 の通知) R5.3.17	<p>① 県民からの用地実測図の開示請求について、本来個人情報以外の情報は開示すべきだが、通報対象職員から「開示できない」と判断された。これは誤った対応である。また、これまでも恒常的に同様の対応を行ってきたのではないか。</p> <p>② 通報対象職員は、用地実測図の情報公開請求に際し、これに代わる資料として、法務局から公用で取得した地積測量図を準備したが、これは公用申請の濫用、目的外申請にあたる。</p> <p>③ 令和元年6月の開示請求に対する「開示できない」との判断の理由は、「保存期間を過ぎているので廃棄されたため」であった。しかし、令和4年6月に改めて情報公開請求を行ったところ、「不存在決定」ではなく「非開示決定」がなされ、対象文書が存在することが判明した。これは通報対象職員による書類の隠蔽である。</p>	<p>① 開示請求のあった情報については、特定の個人の財産の状況を示す個人情報であり、法務局に備え付けられた地積測量図と一致する情報でもなかったことから、「開示できない」と回答したものであり、誤った対応ではないと考える。 また、これまでもについても、情報公開条例等を踏まえた対応を行ってきたものと判断される。</p> <p>② 県が準備した用地買収地に係る地積測量図については、法務局に備え付けられた地積測量図に一致する情報は開示情報となることから、請求者から要望のあった地番等に係る地積測量図が法務局に備え付けられているか否かを確認するために取得したものであり、公用申請の濫用には当たらないと考える。</p> <p>③ 令和元年6月の請求と令和4年6月の公文書開示請求では、対象文書が別物であり、隠蔽したものではなかった。 令和元年6月の請求の対象文書は、保存期間が経過し、廃棄されていた。 令和4年6月の公文書開示請求の対象文書は、保存期間が経過し、廃棄されていたと認識していたが、請求者から「過去に事務所の屋根裏部屋で当該成果品を見たことがある」との指摘を受け、該当場所を探したところ、成果品の副本が残っていたため、それを対象文書として特定したうえで非開示と判断したものである。</p>

		<p>④ 令和4年6月に行った情報公開請求において「全部非開示」とされたが、これは本庁の主管課の通報対象職員が地域機関の事務所に指示したことによるものであり、職権濫用にあたる。</p> <p>⑤ 令和元年6月の情報公開請求及び決定通知に関して、令和4年7月、保有個人情報開示請求をしたところ、当時、開示請求書を記入したにも関わらず「請求書を受理していない」との理由で「不存在決定」がなされた。これは情報公開及び公文書管理の事務処理が適切に行われていないことによるものである。</p> <p>⑥ 令和元年7月に県民の声相談室に提出した職員の対応に係る苦情については、不適切な事務処理事案として県民の声データベースシステムに公表し、謝罪すべき案件である。しかし、県民の声相談室に「定型的な苦情」として虚偽の報告をし、公表を省略するとともに、苦情文書の代わりに自身で作成した対応記録を保管するなど、事実を隠蔽して幕引きを図った。</p>	<p>④ 非開示が妥当との判断は地域機関の事務所が行ったものであり、通報対象職員が指示をしたという事実は確認できなかった。</p> <p>⑤ 文書での正式な公文書開示請求を受理した事実は確認できなかった。 なお、文書での正式な情報公開請求ではなく、口頭でのやり取りであったと認識していた。</p> <p>⑥ 令和元年7月にいただいた県民の声については、①の調査結果のとおり不適切な事務処理ではないと考える。 県民の声データベースでの公表については、県民の声相談室等にも相談したうえで、その意見の内容から土地情報を提供できるか否かを回答する「定型的な照会」に該当すると判断したものであり、虚偽の報告や事実を隠蔽したものではないと考える。</p>
--	--	---	---